

第1回 車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会 議事概要

日時：令和3年8月25日（水）13時～15時

○委員、●事務局

1. 議事

1) 本検討会の設置趣旨及び今後のスケジュール等について

○平成29年度及び平成30年度の検討以降も、パーキング・パーミット制度が全国の都道府県に普及せず、未導入の県が7県（令和3年7月現在）ある。本検討会においてあらためてパーキング・パーミット制度を議論する考え方について確認したい。

●本検討会は、過年度の検討にはなかった車椅子利用者用駐車施設等のハードについても1つのテーマとしている。ソフトについては、平成29年度及び平成30年度の議論も踏まえつつ、新たな論点を加えて本検討会で議論という位置づけとなっている。

2) 車椅子利用者用駐車施設等に関するこれまでの取組と検討の進め方等について

○本検討会の議論は、例えば、法令に基づく義務基準の改正やガイドラインの改正などどのようなアウトプットを想定しているのか。また、（資料4について）本検討会では、一般的な駐車施設の法体系全般について議論をしていくということか。

●本日は第1回検討会ということで、議論の範囲を限定せず幅広くご意見をいただきたい。資料4については、あくまで議論の参考として駐車場等に係る法体系を整理したものであり、一般的に駐車場と呼ばれるものは駐車場法以外にも形態等に応じてさまざまな法規制があるため、このようなことも踏まえつつご議論をいただければと考えて整理したもの。

○幅広い制度の立案等に関わることまで議論できると良いが、委員の皆様の関心や課題認識などに応じて検討の方向性を絞り込んでいきたい。

○本検討会の委員は、障害者団体3団体と委員参画が少ないため、さまざまな障害当事者を対象としたヒアリングが必要。障害の内容によって、運転者や同乗者など様々な方々がいて、困りごとにも各々少しずつ違う。例えば、乗降に幅の広い駐車区画を必要とする方々や幅はそれほど必要とせずとも施設の出入口に近い場所に駐車区画を確保してほしい方々などニーズはかなり多様である。

●特に利用対象者の議論を進める上で、障害当事者の方々へのヒアリングは不可欠であり進め方について検討したい。

○コインパーキング等の小規模な駐車場において、車椅子用の駐車区画が確保されていない場合が多く、このような施設についても検討の対象とすべき。

また、機械式立体駐車場についても検討の対象とすべきであるが、そもそも車椅子使用者が運転者でも利用できる駐車場はあるか。

●機械式立体駐車場でも車椅子利用者用のスペースを確保している例もあるので、まずは実態を確認することとしたい。

○車椅子利用者用駐車施設等の不適正利用に対する罰則について、アメリカでは当該スペースに

一般の利用者は駐車しないということが国民の意識として定着しているが、根本的には不適正駐車に罰則があることが理由。海外の罰則制度がどのような仕組みになっているのか、また、罰則がなくとも効果的な対策が講じられているケースがあるのかなど海外の取組についても調査すべき。

- ハードの議論について、大学と障害者団体が共同でバリアフリー駐車スペースの開発に向けた議論を進めている。実証研究の成果がまとまり次第、本検討会の議論の参考として共有したい。
- 車椅子利用者用駐車施設等については、健常者の不適正利用により少ない駐車スペースに車椅子利用者等が駐車できない状況がある。パーキング・パーミット制度そのものは有効ではあるものの、利用対象者が幅広であるために、駐車施設が過密となる事態が生じている。
- 平成 29 年度の検討会とりまとめにおいては、いわゆる「ダブルスペース方式」の推進が提言されているが、当該方式について都道府県等の運用に委ねるだけでなく、全国統一的な考え方を整理することが必要。また、幅の広い車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を明確にしなければ、ダブルスペース方式の考え方は成立しないため、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の明確化とダブルスペース方式の全国展開について強く意見を申し上げたい。
- 罰則については、平成 29 年度に国民のコンセンサスを得られていない等の課題が整理されていることは理解している。
- 佐賀県では、制度の対象とする駐車区画の利用対象者について、当初は車椅子利用者を中心としていたものを、歩行困難者に拡大した経緯がある。これにともない幅 3.5m 区画に隣接してプラスワン区画の確保について施設管理者に協力を要請してきた。不適正駐車対策としては、警備員の方に適正利用の指導をしていただくとか、施設内における管内放送等を通じて適正な利用を呼びかけるといった施設管理者の協力をいただいている。現在の制度において、幅 3.5m 区画とプラスワン区画の利用対象者の条件に違いはない。
- 幅 3.5m 以上の駐車区画の対象者について、具体的な障害名や等級名は不明だが、制度制定時の歩行困難者の割合によると聞いている。当該区画の利用対象者が当初想定している歩行困難者より幅広となるのであれば、現行の設置基準以上の車椅子利用者用駐車施設が必要となるといった議論もあり得る。
- ハードについては、福祉車両のために高さ 2.3m を確保すべきという論点があり、建築設計標準の改正により一定の対応がなされているが、既存施設の改修はすぐには困難であるため、どのような対応が必要となるか議論をお願いしたい。なお、新築についてもさらなる厳しい規制となることについては、慎重なご議論をお願いしたい。
- 不適正駐車対策は、施設管理者の現場の対応のみで実効性を確保することは難しく、パーキング・パーミット制度の趣旨を啓発することも含め、地方公共団体と現場の施設管理者が一体となって不適正駐車対策に取り組めるような仕組みを検討すべき。
- 今後、バリアフリー法等を改正する際には建築基準に係る各種法令との整合性について横串をさした検討をいただきたい。
- 幅の広い区画を必要とする車椅子利用者用であっても、施設入口から離れた場所に確保されて

いれば良いというニーズもある。

- 天候その他の事情が重なっても問題ないかも検証しつつあり方の検討の参考とすべき。
- 施設出入口から離れても良いとの意見があるが、雨の時など困ることの方が多い。国際アクセスシンボルマークの基準は出入口に最も近い位置に車いす使用者用駐車場を設ける、とあり、世界各国でそれにしたがって整備している。
- コインパーキング等の機械を設置し板がせり上がるタイプの不正利用防止装置が設置されていることが多いが、車椅子使用者にとってこのような駐車施設は利用しづらい。

- 移動に制約のある利用対象者であっても、運転者や同乗者など様々な方々がいて必要となる駐車区画のあり方は異なるのではないか。例えば、中長期的な論点としては、自動運転化が進んだ場合に安心・安全に乗降できる場所が駐車区画以外の場所にあるべき、といった議論も想定される。
- 障害当事者へヒアリングを行うにあたり、「車椅子使用者用駐車場に停められなかったときはどうしているのか」といったことを確認することも考えられる。
- ソフトの不適合駐車対策についてはICT技術の進展を踏まえた技術開発が必要となるが、それを個別の事業者が開発するには相当なコストがかかるため、ICT技術の進展を踏まえつつ、民間の提案を現実化するための支援も必要となるのではないか。
- 事例を収集するといったこととあわせて、汎用性を確保するという意味で研究開発といった側面での情報収集も必要となるかもしれない。

- 法令上、車椅子使用者用駐車施設は「利用居室までの経路を最短にすること」という規定があり、例えば利便性の低い場所に代替的にスペースを設けることや複数区画をまとめて利用するといった手法はあくまでも緊急避難に過ぎないことに留意すべき。
- 駐車区画を構成するダブルライン等の工夫についても実態を調べつつ、可能な範囲で好事例を全国展開できると良い。

- 車椅子使用者用駐車施設等の利用実態等を把握していくにあたり、具体的にどのような方々にご意見をいただくべきかについてご意見はあるか。
- 車椅子使用の運転者や運転はしないが同乗して車を利用する方、歩けるが杖や補装具を使っている運転者などいくつかパターンが想定される。

3) 本日の議論の整理

- これまでのパーキング・パーミット制度についての検討の中で、制度未導入都県より、制度の実効性、必要な駐車区画の確保、実務負担や費用負担といった課題が聞かれるものの、制度導入府県市の圧倒的多数が効果を感じているのもまた事実である。いろいろな課題を踏まえつつも、制度導入促進に向けた議論を進めるべきことには異論はないと思う。
- その上で、まずは、幅3.5m以上の車椅子使用者用駐車施設の利用対象者については、可能な限り統一的な方針を定めるべき。それ以外のパーキング・パーミットゾーンの利用者と明確に区分すべき。

- なお、上記のような検討にあたっては、様々な地域特性（都心部や都心の郊外、地方都市など）の事情の違いを踏まえた柔軟な運用を可能とすることも必要。
- 必要な区画数の確保にあたっての課題は、駐車施設によって、そもそも規模や区画数の多寡、区画を確保する困難さ等が異なり、一律の考え方を導入することは現実的ではない一方で、車椅子使用者の方々にとって駐車区画が確保されていないことは移動手段を制限することとなり大きな課題。
- 不適正駐車対策の実効性については、罰則規定を導入しても不適正駐車が完全になくなることはない。しかし一定の抑止力は期待できる。「これからの共生社会のあり方をどうやって形作っていくか」という視点から、罰則規定に限らずともなんらかの抑止方法をこれからも考えていかなければならない。
- 委員の方々のご意見もいただきつつ、事務局において必要な調査を進めていただきたい。

以上